うえの事務所通信

vol. 9
平成26年3月11日発行
発行編集責任者
弁護士　上野俊夫
上野俊夫法律事務所
群馬県館林市本町２－２－14
TEL　0276－56－4736
FAX　0276－56－4735
✉ ueno-law@kfabiglobe.ne.jp
URL law-uenoblogdehp.ne.jp/

ごあいさつ

こんにちは！　子どもの頃雪合戦が好きで，雪が降ると友達とかなり本気で雪の塊を投げ合っていた上野俊夫です。

３月に入り，暖かいなと思う日がたまにあるようになりました。しかし，翌日は前日より１０度低いというように寒暖の差が激しいように思います。暖かいと思って油断して薄着をすると，今度は寒くて風邪を引くということにもなりかねませんので，寒暖の差には十分注意してくださいね。

待ちわびる春の訪れ‥２月の大雪

皆様，２月の大雪は大変だったのではないでしょうか。私は事務所と自宅と雪かきをする場所が二つあり，どちらの雪かきもして腰が痛くなってしまいました。

カーポートの天井が抜けて車の屋根が破損するという事故が多発したようで，保険会社は今でもその対応で大忙しだと聞いています。

館林も大分降ったと思いましたが，雪が降った翌日に前橋に行ったら，前橋は雪と氷の世界で大変なことになっていました。北関東道は伊勢崎から高崎まで通行止めになっており，５０号は一車線規制とされ大渋滞でした。

伊勢崎インターで下りて前橋の弁護士会館まで行くのに３時間以上かかりました。

前橋での観測史上の最大積雪が４０ミリくらい，今回の雪は７３ミリだったとのことですから，いかに前橋の雪が凄かったかが分かります。

２歳の長男は，スキー場に行ったことを思いだし，「そり，そり」と大はしゃぎをしていました。

研修会の様子です

２月１９日に太田市の勤労会館で社労士さんが開催した民法の研修会で講師をしてきました。当日は５０名以上の社労士の先生方が参加してくれました。

残業代請求や違法な解雇後の法律関係には民法が関わってきます。最近，消費者金融のアイフルがうつ病で休職中の社員を失職させたところ，その社員から地位の確認と失職扱いとされた後の賃金の請求がされ，賃金の請求については民法５３６条２項の適用で，不労状況であったのにも関わらず失職後の賃金が認められた高裁判決がありました。

このように，労働事件の処理には民法が関わってくることが多く，労働基準法も私法的効力を持つ部分を十分に理解するのには民法の知識が必要です。それで，社労士会さんでは今回の研究会を企画されたようです。

当日は，みなさん熱心に聞きメモをとってくれていたように見受けられました。社労士の先生方は皆さん研修を受けるのがとても好きで，意欲的に勉強されているとのことです。このような姿勢は私たち弁護士も見習わないといけないな，と思いました。